

イギリスにおける報道被害と裁判外の救済方法(2)

ジョン・ミドルトン*

- I はじめに
- II 先進国におけるメディア・アカウンタビリティ制度のあり方 (以上5巻1号)
- III イギリスの活字メディアに対する苦情申立てー プレス苦情処理委員会の活動 (以上本号)
- IV イギリスの電波メディアに対する苦情申立てー オフコムOfcomの活動
- V おわりに

III イギリスの活字メディアに対する苦情申立てー プレス苦情処理委員会の活動

先に言及したプレス苦情処理委員会 (Press Complaints Commission, PCC) は、1990年6月のカルカット委員会 (Calcutt Committee)⁴⁰⁾の様々な勧告⁴¹⁾に従い、1991年1月に、従来のプレス評議会 (Press Council)⁴²⁾に代わって、新聞・定期刊行物の不当な行為 (malpractice) に対する苦情を裁定する任務を持つ新しい自主規制機関として設立された⁴³⁾。

『一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科)第6巻第1号2007年3月 ISSN 1347 - 0388

※ 一橋大学大学院法学研究科助教授

40) この委員会は、通常、「第1カルカット委員会」(Calcutt I)と呼ばれている。

41) Home Office, *Report of the Committee on Privacy and Related Matters* (Report of the Calcutt Committee) (Cm 1102) (London: HMSO, 1990).

詳しくは、堀部政男「イギリスのマスメディア・プライバシー保護強化論ーカルカット報告書の概要と影響」ジュリスト964号(1990年10月1日)107頁以下、同「イギリス・アメリカの名誉・プライバシー論」ジュリスト1038号(1994年2月1日)31頁以下参照。

42) 田島泰彦「根本的革新を迫られるイギリスのプレス・カウンシルーその苦情申立制度の問題点を中心に」、『犯罪報道の現在』法学セミナー増刊・総合特集シリーズ45(1990年1月)260頁以下；堀部政男「イギリスにおけるマスメディアをめぐる法と倫理」ジュリスト959号(1990年7月1日)56頁以下；田島泰彦「自主規制とプレス倫理ーメディア責任論とプレス倫理制度を中心に」、稲葉三千男・新井直之・桂敬一編『新聞学〔第3版〕』(日本評論社、1995)184-186頁で扱われている。

イギリスにおけるマスメディアの自主規制の歴史については、Chris Frost, *Media Ethics and Self-Regulation* (Harlow, England: Pearson Education, 2000), ch. 10参照。

このようにPCCにとって代わられ、解散することになったプレス評議会は、当初1953年に印刷メディアの自主規制組織として設立された。そのプレス評議会の役割と限界は、メディア・アカウントビリティ制度による救済方法を論ずるに当たって重要な意味を持っているので、ここでそれについても検討を加えることにする。

1 PCCの設立の動機—従来のプレス評議会とカルカット委員会の勧告

(1) マクグレガー委員会の報告書

1977年に、プレスに関する王立委員会 (Royal Commission on the Press) (マクグレガー委員会、McGregor Commission) は、プレス評議会は新聞に対する苦情について、人々が満足できるような対処をしていると聡明な公衆を納得せしめることに失敗している、と報告した⁴⁴⁾。報告書は、その状態をもたらした要因を列挙しており、そのなかで、①プレス評議会の公平性に対する信頼を低下させるような党派的表現、②苦情申立人に対し、その苦情申立てを受理する条件として、本件について名誉毀損等を理由に裁判所へ提訴する法的権利の放棄 (legal waiver, 提訴権放棄) を要求することによって、公益のために報道基準を高めることよりも、むしろ公衆から発行者を守ることに関心を持っているという印象を与えていること、③明確な基準を規定するプレス倫理綱領の欠如、④歪曲や不正確な報道を非難するのを拒否する姿勢、⑤評議会による制裁の非効率性などを指摘した⁴⁵⁾。同委員会は、いくつかの改革を提案するとともに、プレスがプレス評議会の裁定を受け入れず、従う意思を示さない場合には、残された道は反論権の法定化とおそらくは法律に基づくプレス評議会の導入しかない、と強調した⁴⁶⁾。

王立委員会の勧告に従って、プレス評議会の構成は、一般人の議長のもとに同

43) PCC以外に、イギリスの報道被害者は、社内オンブズマン、全国記者組合 (National Union of Journalists)、および記者協会 (Institute of Journalists) に苦情を申し立てることができる。社内オンブズマンは、任命された読者代表からなり、新聞と読者の間の仲裁者、または仲介者として綱領違反を独立して処理している。

44) *Royal Commission on the Press* (Cmnd 6810, 1977).

45) Report of the Calcutt Committee (1990), para. 14.11.

46) *Id.*, para. 14.13.

数の一般人とプレスに属する者からなるように調整され、さらに調停 (conciliation) の手続も導入された。しかし、プレス評議会は、①倫理綱領の導入、②そのサービスを効果的に提供するためにプレス側から資金や広報活動をより多く求める必要性、③評議会が支持した苦情を第1面に掲載する約束を新聞に求めるという提案などを拒否した。また、評議会は、論争を呼んだ法的権利の放棄を温存させ、新聞監視制度も導入しなかった⁴⁷⁾。

もともとプレス評議会の設立を提案した、当時約3万2,000名の組合員を擁した最大の記者労組である全国記者組合 (National Union of Journalists) は、1980年に評議会の非有効性と改革能力の欠如を批判して脱退した⁴⁸⁾が、1990年4月になって復帰した⁴⁹⁾。

プレス評議会は、政治家がプレス評議会に代わる法定機関の可能性を考慮しているのをよく認識して、1989年にその役割と機能に関する詳細な再検討を実施し、1990年3月に倫理綱領を制定した。

(2) カルカット委員会によるプレス評議会の批判

前述のカルカット委員会は、プレス評議会の内部点検報告に盛られた勧告が評議会の性格および有効性を意義あるものにする可能性があることは認めたが、それらも評議会に対する諸批判に応えるには十分でないと考えた⁵⁰⁾。

カルカット委員会は、評議会の裁定機関としての影響力が、一部にはその本来の性格から、また一部にはその目的と目標についてプレス業界が全面的には支持しなかったことから、制限されていたと結論し⁵¹⁾、プレス評議会を批判した。それを整理すると、次のようになる。

まず第1は、裁定機関としての効果に対する批判があるなどの指摘である。報

47) Id., para. 14.14.

48) 詳しくは、田島泰彦「根本的革命を迫られるイギリスのプレス・カウンシルーその苦情申立制度の問題点を中心に」、『犯罪報道の現在』法学セミナー増刊・総合特集シリーズ45 (1990年1月) 269-270頁参照。

49) Report of the Calcutt Committee (1990), para. 14.15.

50) Id., para. 14.37.

51) Ibid.

告書は、次のように説明している。

「われわれに示されたプレス評議会に対する主な批判は、裁定機関としての効果を上げていないというものであった。評議会の存在は一般に広く知られていない、評議会は自らをほとんど広報していない、評議会の1年間に受理する苦情件数はプレスに対する不満の強弱とはほとんど関係ない、などと指摘されてきた。さらに、評議会は、時として特定のストーリーの扱い方について一般的な調査を実施しているが、プレスの行動をより広い視点から監査しようとはしていない、ともいわれている。」⁵²⁾

第2は、プレス評議会の独立性に関する指摘である。報告書は、「プレス評議会が独立した機関であるとは、一般的にみなされていない。その理由の1つは、財源面で新聞・雑誌の発行者に依存していることにある。また、プレスの自由の擁護者・ロビイストとしての役割と、論争の公平な裁定者の役割との間には、本来的に矛盾がある。これまでに評議会は、新聞業界内で問題になった争点に関するコメントをみる限りでは、党派的であると非難されてきた。評議会のプレス代表たちは、自分の新聞の利益代表として聴聞会に出席したこともある」⁵³⁾と述べている。

第3は、苦情処理手続に対する批判である。報告書は、「プレス評議会がこれまでに受理した苦情の多くは、裁定されるまでに至っていない。[中略] 裁定に持ち込まれる多くのケースでは、苦情申立人は最後まで追求しない。あるケースでは、苦情申立人が新聞の対応に満足するからであろう。しかし、多くの苦情申立人は単に冗長で面倒な手続に飽き飽きしてしまうと批判されている。プレス評議会は、財源の不足から、それに相当するケースでありながら調停手続をとらない場合もある、と認めた。苦情の迅速な処理手続は、不正確性に関する比較的簡単な苦情にのみ適用される（1年に約6件）」⁵⁴⁾と問題点を挙げている。

第4は、苦情処理基準の不明確さである。報告書は、「プレス評議会による苦

52) Id., para. 14.28.

53) Id., para. 14.29.

54) Id., para. 14.30.

情の分類はいつも明確なわけではない。[中略] プレス評議会に苦情を申し立てようとする市民は、自分の苦情が何を基礎に検討されるのか明確には分らないのである。プレス評議会の規約には、プレスの行動に対する苦情を考慮するという広い目的が書かれており、評議会は、『倫理的行動の不文律』(unwritten code of ethical conduct)を参照して働いているにすぎない。これは放送苦情処理委員会(Broadcasting Complaints Commission)とは対照的である。同委員会の機能は、1981年放送法(Broadcasting Act 1981)によって[中略]具体的に定められている」⁵⁵⁾と、2003年に設けられたオフコム(Office of Communications, Ofcom)の1つの前身である、当時の放送苦情処理委員会と対比している。

第5は、プレス評議会の非効率性である。報告書は、「現在では、論議のある苦情が解決するまでには数ヶ月かかり、大量の書簡交換とペーパーワークを伴う。迅速な謝罪または訂正を求める多くの苦情申立人は当惑している。損害賠償はないから、それ以外に苦情申立ての誘因はない。プレス評議会は大き過ぎて動きが悪い、その機構が業務の遅延を招いている、ともいわれている。会長は、パートタイムの形で任命されており、一部の人は、これでは仕事にならないとみている。さらにスタッフも非常に少ない」⁵⁶⁾と指摘している。

第6は、プレス評議会の制裁機能である。報告書は、「プレス評議会に対する、別の不満の主要な領域は、効果的な制裁の欠如にかかわっている。評議会ができるのは、刊行物に対する非難にすぎない。裁定自体も時として、論理が不明快である、決定を下した論拠を明確に示していない、などと批判されてきた。裁定を起草する過程における困難の1つは、多くの異なった利益代表の出席する全体会議で、過半数を獲得する必要があるようである」⁵⁷⁾と述べている。

第7は、プレス評議会の権限の限界である。報告書は、「評議会は、制裁を下すことができず、奨励し、勧告し、非難できるだけである。謝罪の紙面掲載を要求できず、反論の機会を与えられず、賠償の支払いもできない。したがって、評

55) Id., para. 14.31.

56) Id., para. 14.32.

57) Id., para. 14.33.

議会は、名誉毀損訴訟に代わるものとしては十分でないと考えられている。一般的に言って、評議会は、業界内の道義的圧力を頼りとしている。苦情の原因はしばしば、評議会がその裁定を、人を傷つけた元の記事と同程度に目立つ形で掲載させる権限を持っていないことから生じている」⁵⁸⁾と限界を問題にしている。

プレス評議会に申し立てられた苦情の大部分は、記事の不正確性を主張したものであったが、誤報・虚報に関する多くの苦情は、インタビューの際、何が述べられたかについて、苦情申立人と記者とが証拠をめぐる直接衝突し、非倫理的行動についての確定証拠が欠如していることを理由にして却下された。苦情申立人は、記者が会話の内容を誤報したか、またはインタビューの一部をねつ造したということ立証する重い責任を負っていた。記者がインタビューの際またはその直後に完璧なノートをとっておき、それを保持している場合は、苦情は必ず却下されるといわれていた⁵⁹⁾。このような場合、非倫理的な記者がインタビューに関する偽りのノートを作成することにより免責され得るのはいうまでもない。

(3) プレス評議会の1989年度年次報告書

具体的な例を挙げると、プレス評議会の1989年度年次報告書においては、ねつ造された引用を主張する苦情に対する9件の裁定報告⁶⁰⁾が掲載されているが、この9件のうち、7件⁶¹⁾までが苦情申立人とメディア代表者との間でプレス評議会へ提出された証拠をめぐる衝突している。この7件のうち、2件⁶²⁾は、報道

58) Id., para. 14.34.

59) Geoffrey Robertson and Andrew G.L. Nicol, *Media Law: The Rights of Journalists and Broadcasters* (London: Oyez Longman Publishing, 1984), p. 344.

60) Press Council, *The Press and the People: 36th Annual Report of the Press Council 1989*: *Shand Kydd v. Daily Mail*, Z16023 (p. 16); *Shand Kydd v. Today*, Z16029 (p. 16); *Brett v. Daily Mirror*, Z16072 (p. 26); *Barron v. Daily Star*, Z16291 (p. 36); *Quin v. Sunday Mirror*, Z16297 (p. 51); *Whitby v. News of the World*, Z16521 (p. 66); *Londesborough v. Sunday (News of the World magazine)*, Z16345 (p. 69); *Gay v. Sunday Sport*, AA17454 (p. 119); *Brown v. Sunday Sport*, AA17330 (p. 132).

61) *Shand Kydd v. Daily Mail*, Z16023; *Shand Kydd v. Today*, Z16029; *Brett v. Daily Mirror*, Z16072; *Barron v. Daily Star*, Z16291; *Quin v. Sunday Mirror*, Z16297; *Whitby v. News of the World*, Z16521; *Londesborough v. Sunday (News of the World magazine)*, Z16345.

62) *Brett v. Daily Mirror*, Z16072; *Whitby v. News of the World*, Z16521.

されたインタビューが一切行われなかったと主張されていた。これらの9件のすべてについて、プレス評議会は、提出された証拠では、引用が記者によってねつ造された、または他人の引用が苦情申立人の発言として誤報されたと確信するには至らないとした。評議会がねつ造された引用についての苦情申立てを支持したのは、証拠について争われなかった次の2件のみである。

ゲイ対サンデー・スポーツ社事件⁶³⁾では、苦情申立人は、インタビューの際に録音したテープの筆記記録を提供することにより、新聞で公表された引用が創作されたものであることを証明できた。また、ブラウン対サンデー・スポーツ社事件⁶⁴⁾では、編集者が証拠として利用しようとした、インタビューを完全に録音したテープが必要とされたときに提供されなかったために、プレス評議会は、インタビューが行われておらず、したがって記事が虚構のものであると、苦情申立てを支持した。

これらの事件は、報道被害者にとって、誤報・虚報が行なわれたことをプレス評議会に立証する負担がどれほど重かったかははっきり示すものである。

2 カルカット委員会が描いたPCCの理想型

デイビッド・カルカット勅選弁護士 (David Calcutt QC) を委員長とする、プライバシーおよび関連の諸問題に関する委員会 (Inquiry into Privacy and Related Matters) の報告書は、1990年6月に議会に提出された。この報告において、同委員会は、法令による苦情処理制度が導入される前に、プレスは自主規制で効果的な処理ができることを証明する最後の機会を与えられるべきであるが、プレス評議会がこの自主規制の制度の一部として存続すべきではないと勧告した。したがって、同委員会は、プレス評議会が解散して、プレス苦情処理委員会という、プレスの不正行為に対する苦情を裁定する任務を持つ新しい機関に取って代わられるべきであると勧告したのである⁶⁵⁾。PCCは、権威を有し、独立

63) *Gay v. Sunday Sport*, AA17454.

64) *Brown v. Sunday Sport*, AA17330.

65) Report of the Calcutt Committee (1990), para. 14.38.

し、かつ、公平な機関であるとみなされ、プレス全体に対して管轄権を持ち、十分な財源を持たなければならないとのことであった。

その他の勧告をまとめると、以下のようになる。

カルカット委員会の望んだPCCは、法律により設置されたものではないという前提に立って、プレスに対する苦情について救済を与える効果的な途を提供することに全力を尽くすものである⁶⁶⁾。また、新聞・定期刊行物による不当・不公正な扱い、および公表された資料またはその資料の入手に関連して発生するプライバシー侵害についての苦情を審査する特別の義務を与えられる⁶⁷⁾。さらに、何が受け入れ難いプレスの行動に当たるかについて明快な見解を持ち、プレスおよび公衆の双方の指標となる包括的な倫理綱領を公表し、監視し、実行すべきである⁶⁸⁾。そして、24時間体制のホットラインで苦情を受理すべきである⁶⁹⁾。

一定の場合には、PCCの裁定には、苦情申立人に謝罪すべきであるという勧告が含まれることが望ましい。謝罪の厳密な形式は、公的にするか私的にするかを含めて、指定が可能とされるべきである。新聞が苦情申立人に対して行った攻撃について反論の機会を与えることを拒否するか、または誤りを訂正しない場合、PCCは、反論または訂正の内容および形式、さらに必要な場合にはそれを掲載すべき紙面の個所について勧告することができるものとすべきである⁷⁰⁾。

PCCは、独立の委員長および12名以下の委員をもって構成され、権限を付与された下部の小委員会が苦情について裁定を行う⁷¹⁾。PCCの任命は、最適の人物を指名するのに十分な自由を有する任命委員会 (Appointments Commission) が行う。この任命委員会自身は、可能性としては大法官 (Lord Chancellor) によって独自に任命されるべきものとする⁷²⁾。

PCCは、調停および裁定に関する明確な手続を持って、苦情を遅滞なく処理

66) Id., para. 15.3.

67) Id., para. 15.4.

68) Id., para. 15.7.

69) Id., para. 15.11.

70) Id., para. 15.17.

71) Id., para. 15.19.

72) Id., para. 15.20.

しなければならない。実際に可能な場合は、まず調停を試みるべきである。事実に関する重大な誤りの訂正についても、迅速に処理手続が進められなければならない。同委員会はまた、必要であると判断した場合には、調査を行う特別の責任を有し、そのための手続を定めるべきである⁷³⁾。

下部の苦情処理小委員会は、権限を付与された範囲において裁定を行う。この裁定に対して当事者の双方は、発表前にPCCの本委員会に不服申立てをする権利を持つ⁷⁴⁾。

PCCは、法的権利の放棄を求めるべきではない⁷⁵⁾。

プレス業界が法令に基づかない自主規制を行うことを希望する場合には、特にPCCの設立および維持のために必要な資金を提供することにより、その意思を明示しなければならない、とカルカット委員会は強調した⁷⁶⁾。プレス側が法令に基づかない自主規制を効果的に実施できることを明示し得ない場合には、苦情処理のための法定機関が導入されることになる⁷⁷⁾。

倫理綱領に違反する記事を報道した新聞がPCCの権限に頑強に従わない場合には、PCCは、法令で定められた強制力の確実な根拠を持つものとされるべきである。PCCは、新聞・定期刊行物に対して、苦情についての問い合わせに答えるよう要求し、指示されたとおり委員会の裁定を発表するよう要求することができる。さらに損害賠償の支払いを勧告することもできる⁷⁸⁾。

政府は、法令に基づき、PCCのための特別予算を組み、資金を提供するが、その財源は、業界から徴収するものとする。プレス側は、資金団体を設立して経費を分担し、各種関連事業団体または個々の刊行物から分担金を徴収する⁷⁹⁾。

プレス側がPCCを設立し、維持していくことができない場合、または改革された非法定組織が、いずれかの時点で十分に機能し得ないことが明らかになった

73) Id., para. 15.24.

74) Id., para. 15.25.

75) Id., para. 15.30.

76) Id., para. 15.34.

77) Id., para. 16.1.

78) Id., para. 16.7.

79) Id., para. 16.8.

場合には、同委員会は、法定の権限を持ち、法定の倫理綱領を実施する法定の審判所 (statutory tribunal) に取って代わられるべきである⁸⁰⁾。

3 カルカット委員会が検討したプレス苦情処理審判所の設立の可能性

プレス苦情処理審判所 (Press Complaints Tribunal) の設立については、状況に応じ、2つの異なる契機がある、とカルカット委員会は勧告した⁸¹⁾。第1の契機は、プレスがカルカット報告書の公表後12ヶ月以内にPCCの設立と維持に関する勧告を実施しない場合である。受け入れられる最低限の要件は、イギリスの大手新聞および雑誌のすべての発行者による設立公約である、とカルカット委員会は考えた。第2の契機は、PCCがプレスによって設立された後、それを非効果的にするような、自主規制制度の全面的かつ重大な崩壊が生じた場合である。カルカット委員会は、このような崩壊を示すものとして次の2つを挙げている。

①委員会の裁定に対する応諾率が思うほど高くない場合。

②倫理綱領に対するプレスの大規模で意識的な軽視または基準の全面的崩壊⁸²⁾。

他のどのような機関よりも審判所という組織が望ましいとカルカット委員会が考えた理由は、苦情処理審判所が限られた財力しか持たない人々でも利用できるようにすべきであること、および、その手続はできるだけ単純で時間のかからないものであるべきであることであった⁸³⁾。

プレス苦情処理審判所は、2つの明確な機能を果たすべきものとされる。第1は、和解を試み、苦情について調査することで、第2は、必要な場合には、倫理綱領違反の有無を裁定して紛争を解決することである⁸⁴⁾。

審判所は、どのような刊行物に対しても、苦情に対して回答することを求め、その裁定の掲載を強制する権限 (適切な場合には謝罪と訂正を求める権限を含む。) および (少なくともプライバシーと記事の正確性をめぐるケースでは) 損

80) Id., para. 16.9.

81) Id., paras 16.10-11.

82) Id., para. 16.11.

83) Id., para. 16.13.

84) Id., para. 16.14.

害賠償の支払いを命じる権限を持つべきである。しかし、苦情申立人が現実の金銭的損害を立証できない限り、損害賠償額は、法により限定されるべきである⁸⁵⁾。

苦情申立人は、(プレス評議会の場合とは違って) プレス苦情処理審判所から法的強制力のある救済を受けることができるようになるわけであるが、審判所と裁判所という2つの救済方法が重ならないように、カルカット委員会は、プレス苦情処理審判所に苦情を申し立てる人は通常の裁判所へ提訴する権利を放棄すべきであると提案した⁸⁶⁾。

プライバシー侵害事件において、審判所は、差止命令により倫理綱領に違反した記事の公表を禁止することができるべきである。発行者が正当な根拠のある抗弁を提示することができる場合には、差止命令は出せないものとされる⁸⁷⁾。

法律家を代理人とすることが認められるであろうが、多くの場合、苦情申立人本人が出頭するか、または「友人」が代理することができるようになることが望まれる。また、法律上の問題点について上訴権が認められるべきである⁸⁸⁾。プレスが綱領違反の裁定を下された場合には、プレスに訴訟費用の負担を求めることができる一方、苦情が取るに足らず、いやがらせであり、または申立人が調停を拒否した場合でない限り、申立人に費用を負担させないものとする⁸⁹⁾。

審判所の所長は、判事または上級弁護士の中から大法官が任命するものとする。所長は、内務大臣の任命する補佐人候補者名簿から選ばれる2名の補佐人(assessor)の補助を受けなければならない⁹⁰⁾。

プレス業界が資金を負担する自主規制制度と違って、審判所は、公共の資金でまかなわなければならない⁹¹⁾。

85) Id., para. 16.16.

86) Id., para. 16.18.

87) Id., para. 16.17.

88) Id., para. 16.20.

89) Id., para. 16.21.

90) Id., para. 16.22.

91) Id., para. 16.24.

4 カルカット委員会の勧告に対する政府とプレス関連業界の反応

カルカット委員会は、以上のような勧告をしたが、イギリスの政府および野党は、これらを無条件で歓迎し、議会が全面的に賛成するなかでプレスおよび新設のPCCに対して18ヶ月の猶予期間が与えられた。そして、これは法に基づかない自主規制で効果的な処理ができることを証明するプレス側の最後のチャンスであると宣告された。

プレス関連業界は、自らの置かれている状況を認めて、驚くべき早さと協調性をもって1991年1月1日にPCC⁹²⁾を設置し、旧プレス評議会から全面的な自主規制制度に前進させた。プレス基準財務機関(Press Standards Board of Finance Ltd, PressBoF)が設置され、委員会の資金を調達するために新聞・定期刊行物業界から拠金を求めていくことになった。さらに、全国紙・地方紙の編集者委員会(Committee of Editors)は、PCCが準拠すべき16項目の新しい倫理綱領(Code of Practice)を作成した。そして、新聞・定期刊行物は、プレス評議会が救済の条件として苦情申立人に求めていた法的権利の放棄を取り下げた。

このようにしてすべての発行者および編集長は、自ら作成した倫理綱領を守り、その自主規制機関の運営・維持のために資金を調達していく責任を公に明らかにしたのである。

カルカット委員会の様々な勧告は、結局、保守党(メジャー政権)によってほとんど無視されたが、その後のプレス規制やプライバシーに関する議論の枠組みの基礎として役立っている。

5 第2カルカット委員会の勧告

1993年1月に、サー・デイビッド・カルカットを委員長とする第2カルカット委員会は、印刷メディアの新しい自主規制の有効性について検討した報告書を公表した⁹³⁾。同委員会は、第1カルカット委員会の提言に従って設置されたPCCが、

92) 従来のプレス評議会との相違点・変更点については、田島泰彦「自主規制とプレス倫理—メディア責任論とプレス倫理制度を中心に」、稲葉三千男・新井直之・桂敬一編『新聞学〔第3版〕』(日本評論社、1995)186-187頁参照。

第1カルカット委員会が勧告するほどにはプレスを効果的に規制する独立機関とはなっていないという結論に達し、制定法による苦情処理審判所の設置をはじめ、政府がプライバシー侵害という新しい不法行為の確立を検討することをも提案した⁹⁴⁾。

同じ1993年には、全国ヘリテージ特別委員会 (National Heritage Select Committee) が、PCCに代わるプレス委員会 (Press Commission) という自主規制機関および制定法に基づくプレス・オンブズマン (Press Ombudsman) の設置をはじめ、物理的侵入に当たる様々な行為を刑事法によって禁止し、プライバシー侵害に対する民事的救済措置を設けるプライバシー保護法案 (Protection of Privacy Bill) の提出を勧告した⁹⁵⁾。その少し後に大法官省 (Lord Chancellor's Department) が公表した諮問文書 (Consultation Paper) も、制定法による新しい不法行為の確立を支持した⁹⁶⁾。

新聞界は、立法による干渉を避けるためにすでにいくつかの措置をとっていた⁹⁷⁾が、1995年7月になると、政府は、同委員会の勧告を拒絶し、それに代わるものとして、新聞界のためのより厳格な倫理綱領およびプライバシー侵害被害者のための補償ファンドを設けることを提案した⁹⁸⁾。政府の白書は、新聞界が自主規制を改善するために努力をしてきたことについて、制定法による規制の必要性がな

93) Department of National Heritage (Sir David Calcutt QC), *Review of Press Self-Regulation* (Cm 2135) (London: HMSO, 1993).

94) その後のイギリスにおけるプライバシー権の保護の展開については、拙稿「イギリスの1998年人権法とプライバシーの保護」一橋法学第4巻第2号 (2005年7月) 37頁以下参照。

95) National Heritage Committee, *Privacy and Media Intrusion: Volume I, Report and Minutes of Proceedings* (HC 294-I) (London: HMSO, 1993).

96) Lord Chancellor's Department and the Scottish Office, *Infringement of Privacy* (Consultation Paper) (London: HMSO, 1993).

97) Ian Cram, "Beyond Calcutt: The Legal and Extra-Legal Protection of Privacy Interests in England and Wales" in Matthew Kieran (ed.), *Media Ethics* (London and New York: Routledge, 1998), p. 104.

98) Department of National Heritage, *Privacy and Media Intrusion: The Government's Response (The Government's Response to the House of Commons National Heritage Select Committee)* (Cm 2918) (London: HMSO, July 1995).

くなっているとの結論に達した。

その後、PCCは、各政党の支持を得ながら、多くのコメンテーターや庶民院（下院）の文化・メディア・スポーツ特別委員会（House of Commons Culture, Media and Sport Select Committee）^{99）}の様々な批判に応じて少しずつその制度を改善し続け、今日に至っている。

次に、すでに16年の歳月を経て活動してきたそのPCCの現状について考察したい。

6 PCCの倫理綱領

倫理綱領が礎石となっているPCCの自主規制制度は、特に一般市民が魅力を感じるような「早い・無料・フェア」(Fast, free and fair)の紛争解決・調停サービスを提供しようとしている。

実際に、倫理綱領の規定は、新聞・定期刊行物発行者の代表者が起草し、PCCが採択しているものとして、業界各部門の支持を得ている。また、同綱領の遵守が現在大半の編集者・記者の労働契約書のなかの1つの条件となっていることは、自主規制制度に強力な拘束力を与えているといえる。

同綱領は、1991年以来約30回改正されているが、現在適用されているのは、2006年8月7日に採択されたものである。その前文は、次のように述べている。

「すべてのプレス関係者は、最高のプロフェッション水準を維持する義務を持つ。本綱領は、個人の権利および公衆の知る権利の双方を保護する、その倫理水準の基準を定めている。また、これは、産業が拘束力のある誓約をした自主規制制度の礎石である。

合意された綱領が、文字面ばかりではなく、その精神面でも尊重されること

99) House of Commons Culture, Media and Sport Committee, *Privacy and Media Intrusion: Fifth Report of Session 2002-03, Volume 1 (Report, Together With Formal Minutes)* (HC 458-I) (London: The Stationery Office, 2003); House of Commons Culture, Media and Sport Committee, *Privacy and Media Intrusion: Replies to the Committee's Fifth Report, 2002-03 - First Special Report of Session 2003-04 (Report, Together with Appendices)* (HC 213) (London: The Stationery Office, 2004).

が不可欠である。それは、個人の権利の尊重に対する誓約を危うくするほど狭く、また、表現の自由に対する余計な干渉に当たるか、または公益のための公表を妨げるほど広く解釈されるべきでない。

編集者および発行者は、本綱領を実行する義務を持ち、その刊行物の印刷版およびオンライン版において、すべての編集員、および、非記者を含む外部寄稿者がそれを厳格に遵守するよう注意すべきである。

編集者は、苦情申立ての解決のために即座にPCCと協力すべきである。綱領に違反したと裁定されるあらゆる刊行物は、PCCに言及する見出しを付けて、その裁定の全文を十分目立つように (in full and with due prominence) 掲載しなければならない。」

倫理綱領の本文は、次のように16項目からなっている。

第1条 正確性 (Accuracy)

第2条 反論の機会 (Opportunity to reply)

第3条 プライバシー (Privacy)

第4条 いやがらせ (Harassment)

第5条 悲嘆または精神的打撃への立入り (Intrusion into grief or shock)

第6条 子ども (Children)

第7条 性的犯罪事件における子ども (Children in sex cases)

第8条 病院 (Hospitals)

第9条 犯罪報道 (Reporting of crime)

第10条 盗撮・盗聴器と策略 (Clandestine devices and subterfuge)

第11条 性的犯罪の被害者 (Victims of sexual assault)

第12条 差別 (Discrimination)

第13条 経済ジャーナリズム (Financial journalism)

第14条 秘密の情報源 (Confidential sources)

第15条 刑事裁判の証人への支払い (Witness payments in criminal trials)

第16条 犯人への支払い (Payment to criminals)

このうち、最も重要であると思われる第1条、第2条、および第3条の規定について後述することにする。

7 PCCへの苦情の申し立て方

倫理綱領違反に当たると思われる新聞・定期刊行物の記事や記者の行動に関する苦情を申し立てたい者は、まず、なるべく早くその刊行物の編集長宛てに手紙を書くよう期待されている。しかし、1週間以内にその編集長から返事がない場合やその対応に不満を抱く場合には、なるべく早く書面によりPCCに連絡すべきである。

PCCは、ある苦情申立てを受理するか否かについて絶対的な裁量権を有しており、原則として、直接に影響を受けている者による苦情申立てに限って受理している。したがって、第三者による苦情申立ては、通常受理されない。しかし、第1条（正確性）に関連した苦情で、当該記事が特定の人物を識別していない場合には、PCCは、一般に、関心を持っているどの読者からでも苦情申立てを受理することになっている。

また、PCCは、本人が弁護士を通して苦情を申し立てることを認めているものの、芸能人のような有名人の依頼者のために裁判と同様に争ってその手続を遅延させがちな弁護士の介入を好まない¹⁰⁰⁾。

苦情申立人は、PCC宛ての手紙のなかで、当該記事が倫理綱領のどの規定にどのように違反しているかを説明するとともに、当該記事およびそれに関連したあらゆる手紙や文書を同封すべきである。記事は、その全文が完全で、その刊行物名および日付を明らかにする形で提出されなければならない。申立人は、PCCウェブサイト¹⁰¹⁾の苦情申立てフォームや電子メールにより苦情を申し立てる場合には、当該記事を添付ファイルもしくはリンクとして送信するか、または7日以内郵送するよう要求されている。

PCCは、原則として、発行から2ヶ月以内の記事に対する苦情申立てに限って受理することになっているが、編集長との話し合いをして、申立人がその対応に不満を抱いている申立てについては、編集者と苦情申立人との間のやりとりが終わった時点から2ヶ月以内に申し立てられた苦情は受理する。また、発行者がオ

100) *EMI Records Ltd v. News of the World*, Report 65.

101) そのURLは、www.pcc.org.ukとなっている。

ンラインで公表している2ヶ月以上前の記事については、読者がオンラインでアクセスできる限り、その公表が続いているとみなされ、その「2ヶ月以内」という期限が適用されない。

8 苦情申立人憲章と憲章コミッショナー

PCCは、苦情申立人に対し、それが期待できるサービスの水準を明確に規定している「苦情申立人憲章」(Complainants' Charter)を配布している。同憲章に規定されている8項目のサービス・コミットメント(service commitments)を要約すると、次のようになる。

- ① PCCは、速やかに苦情申立人の問い合わせに対応する。業務時間内であれば、電話は、ベルが4回鳴るまでに出る。相手が苦情を申し立てる場合、3業務日以内にその手紙の到着を知らせる。
- ② PCCは、なるべく早く苦情申立てを処理する。平均35業務日以内に苦情申立てを処理することを目標にしている。苦情申立てが複雑でもっと時間がかかる場合には、その理由を説明する。15業務日以内の間隔で絶えず苦情処理の進行を申立人に報告し続けることも目標にしている。
- ③ 倫理綱領違反に該当し得るあらゆる苦情申立てについては、それを解決するために苦情申立人に協力して努力する。
- ④ PCCは、手続が透明であり、両当事者が見ている資料のみを考慮に入れる。
- ⑤ PCCは、無償で申立人の苦情を処理する。今後とも、苦情申立人や納税者に金銭的な負担を負わせないつもりである。
- ⑥ PCCは、なるべくアクセスされやすいサービスを提供する。英語を母国としない者や体の不自由な者のために、英語以外の言語で書いてあるパンフレット、テキストフォン・サービス、パンフレットの中身が録音されているカセットテープなどを提供する。
- ⑦ PCCは、なるべく開かれたサービスを提供する。職員は、終始、苦情申立人の手助けをする。苦情申立てを受理して調査されるようになる段階から、特定の苦情処理係(Complaints Officer)は、自分の名前を知らせた上で、

最後まで苦情申立人の世話をする。また、職員は、いつも自分の名前を知らせた上で、礼儀正しく丁寧に苦情申立人と接触する。

- ⑧ PCCは、毎年水準を向上させるために努力する。毎年、受理された苦情申立ておよび解決された苦情申立ての件数ならびにその平均処理時間に関する統計を公表するとともに、その改善を図るように努める。年に1回、独立した憲章遵守パネル（Charter Compliance Panel）は、PCCのサービスの水準を監査した後、報告書を公表し、PCCに対して改善のための勧告を行う。

さらに、PCCによる自己の苦情申立ての取扱いについて不満を抱いている申立人は、その結果を知らされた1ヶ月以内に、憲章コミッショナー宛てに手紙または電子メールを書くべきであるという趣旨のことが苦情申立人憲章に書いてある。そのような苦情を受けたコミッショナーは、それを調査した上で、その結果や勧告をPCCに報告する。しかし、そのコミッショナーは、PCCによる決定の内容に関する苦情を調査しないことになっている。

これに対し、上記の憲章遵守パネルは、PCCが処理した事件を無作為抽出して調査することにより、その活動を監視する、独立した監査委員会である。その報告書は、PCCのウェブサイトで開催されている。

9 苦情申立人の満足度に関する調査

PCCは、毎年そのサービスの品質を管理し、向上させるために、数百名の苦情申立ての経験者を対象に匿名方式でアンケートを行っており、2005年に242名から回答を得た¹⁰²⁾。その回答者のなかで、苦情申立てが成功しなかった者も多かったはずであるにもかかわらず、その66パーセントは、自分の苦情申立てが「満足する程度」または「大いに満足する程度」に取り扱われたと回答した。また、94パーセントは、PCCが書面により提供した情報を「分かりやすい」または「とても分かりやすい」と評価した。そして、88パーセントは、PCCの職員について、「助けとなった」または「とても助けとなった」と考えた。

102) Press Complaints Commission, *Annual Review 2005*, p. 4.

その後、PCCは、憲章遵守パネルの勧告に従い、苦情申立ての経験者の意見をより効果的に引き出すために、2006年から新しい調査方法を実施している。

10 PCCの苦情処理の過程 — 解決された苦情申立ての実例

PCCの苦情処理の過程は、非公開となっているため、各々の事件を比較して分析するのがほぼ不可能であるが、2005年の年次報告書では、その年に解決された苦情申立ての実例が紹介されている¹⁰³⁾ので、それについてみることにする。

この事件では、シーブライght・ハウス (Sebright House) という介護施設の経営マネージャー (Operations Manager) であるトレイシー・ベリー (Tracy Berry) 氏が、2005年5月13日と20日に地方新聞であるリーミングトン・スパ・クーリア (Leamington Spa Courier) 紙に掲載された、社会介護施設検査委員会 (Commission for Social Care Inspection) がその施設で行った調査に関する記事について、5月31日にPCCに連絡した。本件の解決までの経過は、次のとおりであった。

6月2日、その連絡を受けたPCCは、ベリー氏に対し、その手紙の到着を連絡するとともに、当該記事がどのように倫理綱領に違反しているかについて特定するよう求めた。

6月7日、PCCは、その情報を受け取った。ベリー氏は、その介護施設の1名の患者がその施設の介護人らの不注意から入院しているとの当該記事の主張が不正確であったと説明した。PCCの1名の理事補が予備審査をしたところでは、今後の調査を必要とする、「正確性」について規定している倫理綱領第1条の違反があったかも知れないということが明らかになった。

6月10日、PCCの1名の苦情処理係は、本件の担当を割り当てられ、当該新聞の編集長宛てに本苦情申立てへの対応を求める手紙を書いた。

6月17日、PCCは、その編集者から返事を受け取った。そのなかで、編集長は、本苦情申立ての対象となっている表現が不正確であったことを認めた上で、謝罪

103) Press Complaints Commission, *Annual Review 2005*, p. 7 and *Report 71*.

または当該介護施設のスタッフとその仕事を評価する記事のどちらかを掲載する心の用意があることを表明した。

6月20日、苦情処理係は、ベリー氏宛てにその編集長の提案を伝え、同氏がそれを適切な救済方法とみるかどうかを尋ねた。苦情申立てがそのような形で解決されるならば、本件の概要が、ベリー氏が同意する表現を用いてPCCのウェブサイトおよび報告書に掲載されることになるというメリットがあることも明らかにした。

6月30日、ベリー氏は、PCCに連絡し、介護施設が受けた被害に照らすと、謝罪および介護施設を評価する記事の双方が適切な救済方法に当たるとした。PCCは、その旨を編集長に伝え、その返事を求めた。

7月8日、編集長は、PCCに対し、原則としてその解決方法に承諾する旨を連絡した。当事者間の議論の結果、同紙の第1面に掲載される118語の謝罪の具体的な内容が決定した。また、同紙の第8・9面に当該介護施設についての特別記事が掲載されることになった。

ちなみに、ベリー氏と新聞の名前は、実名でPCCウェブサイトに掲載されたが、年次報告書のなかでは匿名となっている。

11 PCCの救済方法

PCCが苦情申立人に対して提供している主要な救済方法は、非公式な紛争解決 (resolution) および正式な裁定 (adjudication) の公表である。PCCは、倫理綱領に違反した発行者を批判し、その裁定を当該刊行物に掲載させる権限を持っているものの、当該発行者に対して罰金を科したり、損害賠償の支払いを命じたり、差止命令を出したりすることはできない。

訴訟が進行中であるか、または提起されようとしている場合や裁判所による救済方法の方が適切と考える場合には、PCCは、その苦情申立ての受理および調査の継続を拒否することになっている。しかし、PCCは、旧プレス評議会とは異なって、苦情申立人に対して法的権利の放棄を要求していないので、納得がいかない裁定を下された者は、場合によっては、発行者に対し損害賠償を求める訴訟を提起することができる。しかし、そのような訴訟は、非常に稀である。

同綱領のなかで最も重要な事項といえる、「正確性」について規定している第1条は、「重大な誤り、誤解を招くような表現、または歪曲が認められる場合は、迅速かつ適切に明確な形で訂正しなければならない。また、適当な場合には、謝罪を掲載しなければならない」と規定している¹⁰⁴⁾。

ちなみに、「適切に明確な形で」(with due prominence)とは、元の記事によく釣り合った位置を意味している。PCCが考慮に入れるいくつかの点は、倫理綱領違反の程度、編集者の対応の迅速性、当該新聞・雑誌に明快な訂正欄が存在しているか否かなどである¹⁰⁵⁾。

同様に、「反論の機会」について、次のように規定している第2条も、誤報・虚報被害者にとって有効な救済方法として機能しているであろう。

「不正確な記事に対する公正な反論の機会が正当に要求されたときは、与えられなければならない。」

しかし、反論の機会を与えられる可能性があることは、反論権を有していることと同じではない。

倫理綱領に違反したおそれがあるとして苦情申立てを受理したPCCは、まずそれを非公式に解決するために努力する。PCCが、苦情申立人が納得するような当事者間の和解を勧めるのに成功する場合には、その苦情申立ては、「解決された」(resolved)とみなされる。そのような和解は、①訂正の公表、②謝罪の公表、③曖昧であった点や誤解を招くような内容を明らかにする記事の掲載、④申立人からの手紙の掲載、⑤苦情申立人の追跡記事やインタビューの掲載、⑥公開されない編集者からの詫げ状、⑦将来の行動に関する当該刊行物の約束、⑧当該刊行物が誤りを繰り返さないための切り抜きファイルへの注釈・資料の添付やデータベースの訂正など、様々な形をとっている。

PCCは、解決されていないすべての苦情申立てについて正式に裁定することができ、その裁定は、PCCウェブサイトで公表される。和解を目指す最初の段

104) 同様に、同条は、新聞社・出版社が当事者となった名誉毀損訴訟の結果については、常に公正かつ正確な報道をしなければならないと規定している。

105) Press Complaints Commission, *Annual Review 2005*, p. 10.

階において申立人が納得しなかったり、編集者がPCCの説得に応じなかったりした場合には、報告書が作成され、月に1回開催される委員会で討議される。苦情が正当であると判断する場合には、PCCは、苦情申立てを支持し、当該刊行物に対してその裁定の全文を十分目立つ形で掲載するよう要求する。また、正当でないと判断する場合には、その苦情申立ては、「支持されなかった」(not upheld)として記録される。

上述したように、倫理綱領の前文は、綱領に違反したと裁定される、すべての刊行物の編集者は、PCCに言及する見出しを付けて、その裁定の全文を十分目立つ形で掲載しなければならない、と規定している。PCCは、その裁定の掲載を要求できるものの、それを強制する権限は持っていない。それにもかかわらず、これまで新聞・定期刊行物を批判したすべての裁定は、例外なく、裁定の全文を十分目立つ形で掲載されているそうである¹⁰⁶⁾。

苦情申立人の主張を支持し、新聞・定期刊行物を批判する裁定の公表は、特に編集者にとって、相当な制裁となっているようである。そのような裁定は、事実上、編集者がその規制機関のルールを破って制裁を受けている、と読者に伝えることと同じであり、社内でも問題とされることが多い。発行者は、定期的にPCCの裁定・決定を検討し、自らの刊行物の綱領違反の背景を調査している。その上で、競争的な業界では、ある発行者に対する批判的な裁定は、直ちにその競争者の武器となる。競争者は、実際にそのような裁定に関する記事を掲載することにより、自己の刊行物の優越性を好んで宣伝する。また、PCCにより処理された事件の要約は、将来の苦情申立人が参考にできる重要な公的記録として、PCCのウェブサイトおよび報告書に掲載されている。

12 2005年におけるPCCの救済方法に関する調査

PCCは、2005年に、問題となった記事について、交渉により掲載させた訂正・説明・謝罪の位置を元の記事のそれと比較して調査した結果によると、新聞がそ

106) www.pcc.org.uk/about/benefits.html.

のような記事を目立たない所に掲載しているという、多くの市民やコメントーターが抱いている見解は根拠がないと分析している¹⁰⁷⁾。訂正欄を持たない新聞については、その調査の結果は、次のとおりであった。

- ・ 当該記事と同面またはそれより前に掲載された訂正・説明・訂正 76%
- ・ 当該記事より5面以内前後に掲載された訂正・説明・訂正 84%

裁定の公表については、PCCは、次のように81パーセントの事件において、それが元の記事と同面、それより前の面、または訂正欄に掲載させることに成功した¹⁰⁸⁾。

- ・ 当該記事より前の面に掲載された裁定 34%
- ・ 当該記事と同面に掲載された裁定 25%
- ・ 訂正欄に掲載された裁定 22%
- ・ 当該記事より5面以内後ろに掲載された裁定 6%
- ・ 当該記事より6面以上後ろに内掲載された裁定 13%

13 誤報・虚報関連事件における解決の実例

第1条違反に関する次の3つの事例が示すように、誤報・虚報関連事件における発行者の対応は、実に様々である。

最初の事件では、ロックスターのノール・ガラガー (Noel Gallagher) 氏およびその妻が、その娘の「乳幼児ぽっくり病大騒ぎ」(cot-death scare) に関するニュース・オブ・ザ・ワールド (News of the World) 紙の記事が不正確であり、さらに子どものプライバシーを不当に侵害したとして、弁護士を通して第1条および第6条に基づき苦情を申し立てた¹⁰⁹⁾。これに対し、編集者は、その子どものプライバシー問題に同情し、同紙のデータベースの記録を修正するとともに、二度と本人に関する取るに足りない話をセンセーショナルに報道しないことを約束して、和解した。

107) Ibid.

108) Press Complaints Commission, *Annual Review 2005*, p. 10.

109) *Noel Gallagher and Meg Matthews v. News of the World*, Report 50 (April-June 2000).

また、別の事件では、フランク・フィールド (Frank Field) 議員が、2000年6月9日にインデペンデント (The Independent) 紙の第1面に掲載された同氏のインタビューに、「ブレア首相 “ごまかしばかり、実現ほとんどなし” — フィールド (Blair “all spin and little delivery” — Field) という不正確な見出しが第1条に違反して付けられたとして苦情を申し立てた¹¹⁰⁾。その前に、同氏は、その見出しは自分が実際に引用符のなかの言葉を言ったことを示唆しているという理由で、自分の手紙ならびに小さな訂正および謝罪が第1面に掲載されることを要求した。編集者は、その手紙を公表したが、訂正および謝罪の掲載を拒否した。それに対し、フィールド氏は、新聞が誤りを認めなかったため不満を抱き、苦情を申し立てることにした。委員会は、このように明確な誤りがあった場合には、編集者は綱領の規定に従って謝罪すべきであり、苦情申立人の手紙の公表のみでは同綱領のもとで十分な救済にはならない、と苦情申立てを支持した。

そして、PCCが解決したもう1つの事件では、サンデー・メール (Sunday Mail) 紙の編集者が、他者の発言を自分のものとして誤報されたと主張した苦情申立人に対して、個人的な詫び状を出した¹¹¹⁾。

14 プライバシーに関する倫理綱領の事項

綱領のなかで、ダイアナ妃の死亡後改正された第3条は、「プライバシー」について次のように規定している。

〔(i) 何人も、その私生活・家族生活、家庭、健康およびデジタル通信を含む通信が尊重される権利を有する。編集者は、同意のないすべての個人の私生活への侵入を正当化しよう求められる

(ii) 同意がなく私的場所 (private places) にいる個人を撮影することは受け入れられない。

注意 私的場所とは、プライバシーの合理的期待 (reasonable expectation of privacy) のある公的または私的な領域である。〕

110) *Frank Field MP v. The Independent*, Report 51 (July-September 2000).

111) *H. Bareham v. Sunday Mail*, Report 51 (July-September 2000).

例えば、外から見えないレストラン内は、私的場所に当たるであろう。

また、侵入的な取材方法や個人情報の不当な公開（被害者、容疑者の親族・友人、秘密の情報源等の識別等）のようなプライバシー侵害を制限し、または禁じるその他の規定は、第4条（いやがらせ）、第5条（悲嘆または精神的打撃への立入り）、第6条（子ども）、第7条（性的犯罪事件における子ども）、第8条（病院）、第9条（犯罪報道）、第10条（盗撮・盗聴器と策略）、第11条（性的犯罪の被害者）、第12条（差別）、および第14条（秘密の情報源）である。

ところが、第3条（プライバシー）、第4条（いやがらせ）、第5条（悲嘆または精神的打撃への立入り）の一部、第6条（子ども）、第7条（性的犯罪事件における子ども）、第8条（病院）、第9条（犯罪報道）、第10条（盗撮・盗聴器と策略）、第15条（刑事裁判の証人への支払い）の一部、および第16条（犯人への支払い）に対しては、それが公益に当たると立証され得る場合に限り、例外として認められる。それは、次のように定められている。

「1 公益とは、次のものを含むが、それらに限定されない。

(i) 犯罪または重大な非行を探知または暴露すること。

(ii) 公衆の健康および安全を保護すること。

(iii) 個人または団体の何らかの発言または行為が公衆に誤解を与えるのを防止すること。

2 表現の自由自体には公益がある。

3 公益の主張がある場合には、PCCは、当該編集者に対し、公益にどのように寄与したかを示す十分な説明を要求する。

4 PCCは、当該資料がすでにパブリック・ドメインになっているか、またはそうなるようとしている程度を考慮に入れる。

5 少年に関連した事件においては、編集者は、通常優越する子どもの利益を越える例外的な公益を示さなければならない。」

15 プライバシー侵害事件の実例

PCCが第3条に違反したと判断した1つの実例として、サー・エルトン・ジョン（Sir Elton John）が弁護士を通してエスクワイア（Esquire）誌に対して申し

立てた苦情を挙げることができる¹¹²⁾。この事件では、ジョン氏は、同誌の編集者が南フランスにある自宅で客がくつろいでいるところを撮影した写真をその1999年10月号に掲載することによって、自己のプライバシーが侵害されたと主張した。PCCは、それ以前にも2回ほど別の雑誌による同じ写真の公表がプライバシー侵害に当たるとして同氏の苦情申立てを支持したことがあった。それに関する、写真を提供した会社の注意に気づかなかったエスクワイア誌の編集者は、直ちにそのプライバシー侵害に対する責任を認めた上で、苦情申立人宛てに個人的な詫び状を出すとともに、同氏およびその写真の対象となった客に対する謝罪を直ちに公表した。そのような謝罪があったにもかかわらず、PCCは、その苦情申立てを綱領違反であると判断した。

16 「公の機関」としてのPCC

PCCは、1998年人権法 (Human Rights Act 1998) のもとで「公の機関」(public authority) に当たると考えられている¹¹³⁾ので、ヨーロッパ人権条約 (人権及び基本的自由の保護のためのヨーロッパ条約) (European Convention on Human Rights (European Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms)) 上の権利と一致しないような行為をすることは違法である (第6条第1項)。

その結果、PCCは、将来、条約第8条のプライバシー権を保護しない場合には、人権法第6条のもとで訴訟を提起されることもあり得る。例えば、同委員会への苦情申立てが成功しなかった場合には、その申立人は、同委員会および政府が申立人の条約第8条のプライバシー権を保護していないと主張し、高等法院 (High Court of Justice) の司法審査手続 (judicial review) によりその決定に対し異議

112) *Messrs Eversheds on behalf of Sir Elton John v. Esquire Magazine*, Report 49 (January-March 2000).

113) PCCについて、大法官 (Lord Chancellor) は、「公衆からのプレスに関する苦情を裁定するPCCの重要な役割が公的性質を持つ機能に当たると判示される可能性が高い」ので、同法のもとでは「PCCは公の機関に当たると判示される可能性も高い」と考える、と貴族院 (上院) で述べている (House of Lords, Committee Stage, *Hansard HL*, 24 November 1997, col. 784)。

申立てをしようとすることも考えられる¹¹⁴⁾。

PCCは、プライバシー等を侵害する新聞社から個人を守るために設置されたものであるため、その役割を効果的に果たしているならば、裁判所に訴えられることはないであろう¹¹⁵⁾。

17 1998年人権法第12条とPCCの倫理綱領

1998年人権法第12条¹¹⁶⁾は、表現の自由を保障しているので、裁判所は、「ジャーナリストック、文学的若しくは芸術的な素材」(journalistic, literary or artistic material)に関連した訴訟においては、ヨーロッパ人権条約上の表現の自由の権利の重要性ばかりでなく、特別に「あらゆる関連したプライバシー綱領」(any relevant privacy code)をも考慮に入れなければならないことになっている(第4項(b)号)。

「プライバシー綱領」とは何かについては定義されていないが、第6条の目的からすると、公の機関に当たる規制機関および自主規制機関によって採択されている綱領を含むことは明らかである¹¹⁷⁾。PCCについては、2004年のキャンベル対MGN社事件における貴族院(House of Lords)の判決¹¹⁸⁾のなかで、ヘイル裁判官は、現に、その倫理綱領第3条を「関連したプライバシー綱領」として適用している¹¹⁹⁾。

114) John Wadham and Helen Mountfield, *Blackstone's Guide to the Human Rights Act 1998* (2nd ed.) (London: Blackstone Press, 2000), p. 59; Hugh Tomlinson QC (ed.), *Privacy and the Media: The Developing Law* (London: Matrix Chambers, 2002), pp. 100-101.

115) Rabinder Singh, "Privacy and the Media: The Impact of the Human Rights Bill" in Basil S. Markesinis (ed.), *Protecting Privacy* (Oxford: Clarendon Press, 1999), p. 189.

116) 同条は、裁判所がヨーロッパ人権条約上の表現の自由の権利の行使に影響を与え得る救済方法を与えるか否かを考える場合に適用される(第1項)。

117) また、ある機関のプライバシー綱領に規定されている原則は、場合によっては、メディアの被告がその機関に加盟していないにもかかわらず、関連したものとして扱われる可能性がある(Stephen Grosz, Jack Beatson and Peter Duffy, *Human Rights: The 1998 Act and the European Convention* (London: Sweet & Maxwell, 2000), para. 4-68)。

118) *Campbell v. MGN Ltd* [2004] UKHL 22, [2004] 2 AC 457, [2004] 2 All ER 995.

詳しくは、拙稿「イギリスの1998年人権法とプライバシーの保護」一橋法学第4巻第2号(2005年7月)37頁、54頁以下参照。

119) Id. at [159] per Lady Hale.

そして、裁判所は、倫理綱領を考慮に入れる際には、その内容を正しく理解するために、PCCの裁定を、ある程度説得力のある先例として参考にすることはいうまでもない。近年、PCCは、実際に、第3条に関連した裁定のことを「判例法」(case law)や「プライバシー法学」(privacy jurisprudence)と呼ぶようになっている。例えば、2005年の年次報告書のなかに、プライバシー関連の裁定の重要性について、次のような解説が掲載されている¹²⁰⁾。

「正式の裁定は、既存のルールについて編集者などに思い出させることから、委員会の判例法を発展させるために、そして特に深刻なケースでは公の非難の手段として、重要である。」

18 倫理綱領委員会による倫理綱領の改正

倫理綱領委員会 (Code of Practice Committee) は、毎年、PCC、編集者、一般市民、議会などから寄せられたコメントを考慮に入れながら、倫理綱領の内容を再検討し、必要に応じて改正している。その改正案は、PCCが採択してから有効になる。このようにして、倫理綱領は、業界における慣習や技術の変化、読者の懸念などに応じて絶えず発展してきている。

同委員会は、新聞・定期刊行物業界を代表する15名の編集者からなっている。PCCの委員長 (Chairman) および理事 (Director) も、オブザーバーとしてこの会議に参加している。

2005年に、新聞発行者協会 (Newspaper Publishers Association)、新聞協会 (Newspaper Society)、定期刊行物発行者協会 (Periodical Publishers Association)、スコットランド日刊新聞協会 (Scottish Daily Newspaper Society)、およびスコットランド新聞発行者協会 (Scottish Newspaper Publishers Association) という5つの業界組織は、同委員会により作成された「編集者のための倫理綱領便覧」(The Editors' Codebook) を出版した。このハンドブックは、これまでのPCCの様々な裁定を通して倫理綱領がどのように機能しているかを示すために作成されたものである¹²¹⁾。

120) Press Complaints Commission, *Annual Review 2005*, p. 5.

19 PCCの構成員

PCCは、委員長、9名の非メディア代表である一般人 (public members)、および7名のメディア代表である編集者 (press members)、合計17名の委員からなっている。

委員長は、新聞・定期刊行物発行業界を代表するプレス基準財務機関 (プレスボフ) により任命される一般人である。現在の委員長、サー・クリストファー・メイヤー (Sir Christopher Meyer) は、かつて総理大臣の報道官として活躍したり、イギリス大使としてドイツおよびアメリカへ派遣されたりしたことがある。

同氏は、2005年3月のスピーチのなかで、非メディア代表が過半数となっている現在のPCCの構成について、「自主規制」という表現を使用するのはもはや適当ではないかも知れないと指摘している¹²¹⁾。PCCの常勤職員のなかで、記者として新聞社に勤めたことのある者はひとりもない。さらに委員長をはじめ、委員の6割も非メディア代表である。プレス自主規制機関のなかでは、業界からこれ程に独立性の強いものは、確かに稀である。記者経験者がむしろ常勤管理職に就き、裁定文を起草する方が一般的であろう。同氏の言によると、この制度への一般人の参加率から判断して、PCCは、ヨーロッパのなかでは最も独立したプレス自主規制制度となっている。しかし、この独立性のゆえに、PCCは、業界と連動して、最近の動きを意識しながら業界関係者が納得できる裁定を下し続ける努力をしなければならないという義務がある。この機能は、現在、委員のなかで7名の編集関係者がいることでかなり満たされているとみられている。

PCCの各委員、憲章コミッショナー (Charter Commissioner)、憲章遵守委員会 (Charter Compliance Panel)、および倫理綱領委員会の各委員は、独立した任命委員会 (Appointments Commission) により任命されている。同委員会は、PCC委員長を委員長として、5名の委員からなっており、年に2回会議を開いて

121) Press Complaints Commission, *Annual Review 2005*, p. 17.

122) Sir Christopher Meyer, "Beyond Self-Regulation", Speech to the Society of Editors, Bridewell Hall (9 March 2005); Press Complaints Commission, *Annual Review 2005*, p. 14.

いる。

非メディア代表は、全国的な求人広告に応募し、面接を受けて任命される。新聞社は、その広告スペースを無償で提供しており、2005年に全国、地方、およびスコットランドの新聞に掲載された広告に対し、約700名の一般人から応募があった¹²³⁾ので、競争率は相当に高い。

また、PCCのメディア代表や倫理綱領委員会各委員の候補者は、上述した5つの業界組織によって指名される。

20 PCCの最近の実績

2005年10月から2006年9月までの間に、PCCは、合計3,373件の苦情申立てを受理した¹²⁴⁾。そのうち、倫理綱領のもとで申し立てられた苦情件数の割合は、以下のとおりである。

- ・ 交渉により解決された件数、および、編集者が適切な救済方法を提議したと思われるが申立人がそれを受け入れなかった件数 (Resolved or sufficient action to resolve) 493件
- ・ 裁定された件数 (Adjudicated) 30件
- ・ 支持された件数 (Upheld) 13件
- ・ 適切な救済方法が提案された件数 (Sufficient action offered) 4件
- ・ 退けられた件数 (Rejected) 13件
- ・ 倫理綱領のもとで申し立てる根拠が認められなかった件数 (No case under the Code) 458件

また、倫理綱領のもとで調査されなかった苦情件数の割合は、以下のとおりである。

123) Id., p. 13.

124) Press Complaints Commission, *Report 72* (October 2005-March 2006) and *Report 73* (April-September 2006).

この合計数は、次に述べる各件数の計算と多少合わないのので、ご注意いただきたい。PCCが公開している資料のなかには、不明な点があるが、この問題についての説明がない。

- ・ 権限外の件数 (Outside remit) 863件
- ・ 正当化できない遅滞のために否認された件数 (Disallowed on ground of unjustified delay) 22件
- ・ 第三者による苦情 (Third party complaints) 123件
- ・ 非公式の苦情 (Complaints not formalised) 1,347件

ちなみに、ここで「権限外」というのは、広告、契約、品位等に関連する問題を意味する。また、「非公式の苦情」とは、苦情申立人が最初の段階から申立てを続けなかったものを指す。

また、上述の「支持された」というのは、申立人をはじめ、PCCの立場から判断しても、編集者が当該苦情申立てに対して適切な救済方法を提案しなかった事件を指している。

2005年の年次報告書¹²⁵⁾によると、PCCの仲介により解決された苦情申立ての件数は、毎年増える傾向に、2005年に41パーセントほど増加した。この現象について、PCCは、自らが業界全体ではぐくんできた調停文化の有効性を証明するものであり、編集者は現在苦情申立てを解決するために日常的に適切な提案を行うようになっている、と分析している。

さらに、「正当化できない遅滞のために否認された」という事項の件数は、毎年減り続けており、2003年から2005年までの間、70パーセントほど減少した¹²⁶⁾。それは、PCCの手續に関する市民の意識が高まったこと、2004年の改正によって1ヶ月から2ヶ月に苦情申立期間が延長されたことなどによると考えられている¹²⁷⁾。

そして、2005年に、総苦情申立ての平均処理時間は、23日であったのに対し、調査を伴ったそれは、前年に比べて12日ほど短縮して、平均48日となった¹²⁸⁾。報道被害者が弁護士を通して苦情を申し立てる場合には、その平均処理時間は、

125) Press Complaints Commission, *Annual Review 2005*, p. 3.

126) Ibid.

127) Ibid.

128) Ibid.

PCCが提供しようとしている調停制度と合わない弁護士の挑戦的な態度の結果、被害者による苦情申立てに比べて、2倍以上かかることがある¹²⁹⁾。

21 苦情申立ての根拠

2005年に倫理綱領の具体的な違反を主張した苦情申立ての条ごとの割合は、以下のとおりである¹³⁰⁾。

第1条	正確性	67.4%
第2条	反論の機会	2.3%
第3条	プライバシー	12.5%
第4条	いやがらせ	2.9%
第5条	悲嘆または精神的打撃への立入り	5.2%
第6条	子ども	3.4%
第7条	性的犯罪事件における子ども	0.1%
第8条	病院	0%
第9条	犯罪報道	1.3%
第10条	盗撮・盗聴器と策略	0.9%
第11条	性的犯罪の被害者	0%
第12条	差別	2.7%
第13条	経済ジャーナリズム	0.4%
第14条	秘密の情報源	0.4%
第15条	刑事裁判の証人への支払い	0%
第16条	犯人への支払い	0.5%

そのうち、実際調査された苦情申立ては、次のようなカテゴリーに属していた。

正確性と反論の機会	69.8%
私生活	25.4%
差別	2.7%

129) *EMI Records Ltd v. News of the World*, Report 65.

130) Press Complaints Commission, *Annual Review 2005*, p. 3.

取材 2.2%

したがって、PCCの受理する苦情申立てのうち、3分の2は正確性（すなわち、誤報・虚報）、4分の1はプライバシー侵害に関連するものであるといえる。2005年に下された200件以上のプライバシー侵害に関連した決定のうち、大半は地方新聞の記事を対象にしていた¹³¹⁾。この事実は、「プライバシー侵害は全国紙が犯すものだ」という、一般市民が受けている印象とは対照的である。発行者の出身地・媒体別の割合は、以下のとおりであった。

全国紙	31.2%
地方新聞	54%
スコットランドの新聞	7.2%
北アイルランドの新聞	2.7%
雑誌	4.9%

また、苦情のうち、92.5パーセントは一般市民（members of the public）、4.8パーセントは組織・法人（organisations and public bodies）、2.7パーセントは公的人物・有名人（people in the national or public eye）により申し立てられたことは、一般市民にとってのPCCのような自主規制機関の有効性を示唆しているといえる。

22 電気通信による情報の提供

1990年代から充実したコンテンツを公開しているPCCウェブサイトのヒット数は、2005年には、1日平均1万9,000回に達した¹³²⁾。

また、PCCは、報道被害者やジャーナリストがいつでも専任スタッフに相談できるように、24時間体制の緊急ポケットベル・サービスを提供している。カルカット委員会が勧告したホットラインに相当すると思われるこのサービスは、2005年に約100回利用された¹³³⁾。

131) Id., p. 4.

132) Press Complaints Committee, *Annual Review 2005*, p. 15.

133) Ibid.

さらに、PCCの職員は、同年、約8,550件の、電話・ファクシミリ・電子メールによる問い合わせに応じた¹³⁴⁾。

23 PCCの財源

PCCの資金は、専らプレス基準財務機関（プレスボフ）が新聞・定期刊行物業界から拠金を求めて調達している。PCCは、年に1回、翌年の活動のために必要な経費について詳細な予算案をプレスボフに提出し、その支出について説明するばかりでなく予算内に抑えたりする義務も負っているが、プレスボフは、これまで一度もPCCの計画に干渉することなく、要求された経費全額を調達している。この制度は、PCC自体が資金について直接に新聞・定期刊行物発行者と交渉することを避けることにより、PCCの独立性を確保するのに有効に機能している。

2004年のPCCの監査済みの総支出は、154万6,983ポンド（1ポンドを200円とすると、3億939万6,600円）であった¹³⁵⁾。

24 PCCの評価と文化・メディア・スポーツ特別委員会の勧告

PCCは、設置来、新聞・定期刊行物発行者の支持を得て、何度も倫理綱領を改正し続けながら、様々な活動を通してジャーナリストの倫理水準の向上に大いに貢献している¹³⁶⁾。その成果は、多くのコメンテーターに評価されている。また、PCCは、報道被害者に対して有用な裁判外紛争解決・代替的紛争解決の措置を提供している。救済方法としてのPCCのメリットは、何よりもその迅速性と費用にあるといつてよからう。一般の苦情は、数週間以内に処理され、その費用は、苦情申立てをする際の通信費のみである。訴訟を提起する余裕がない一般市民にとってはその救済方法の意義は、きわめて大きいといわなければならない。

134) www.pcc.org.uk/about/whatispcc.html.

135) Press Complaints Commission, *Annual Review 2005*, p. 13.

136) House of Commons Culture, Media and Sport Committee, *Privacy and Media Intrusion: Fifth Report of Session 2002-03, Volume 1* (2003), op. cit., para. 53.

イギリス政府も、公権力に束縛されない自主規制制度が、自由なプレスのためだけでなく、表現の自由とプライバシーの権利という2つの競合する権利の間で均衡をとるためにも、最も有効に機能する措置であると確信している¹³⁷⁾。その結果、政府は、この分野において立法化するとか、PCCの運営・活動に干渉したりする予定はないと強調している。

しかし、それと同時に、PCC自体が今後どのようにその自主規制制度の機能を改善できるかを検討する相当な余地があることも認識している。

また、多くのコメンテーターも、現在の制度のいくつかの点について不満を抱いている。PCCが、当時きわめて非倫理的であったプレスにより、旧プレス評議会を徐々に破壊し、議会在制定法に基づく審判所を設置するのを防ぐ目的のために設置された¹³⁸⁾ことは、まだ人々の記憶に残っている。その状況のなかで、PCCの倫理綱領は、倫理の観点からメディアの自由について規定する文書よりも、単に広報活動の一環として企画されているにすぎないという見解もある¹³⁹⁾。さらに、ジャーナリズム教育を改革したり、大きな研究プロジェクトを委託したり、優秀な記者にジャーナリズム賞を与えたりすることによりプロフェッショナルリズムを育成するというをしないで、単なるカスタマー苦情サービスや業界のための目立たないロビイストとして活躍することに妥協したPCCが意欲を失っていることが、その主要な欠陥であるとさえいわれている¹⁴⁰⁾。

137) “Supplementary Memorandum Submitted by the Department for Culture, Media and Sport” to House of Commons Culture, Media and Sport Committee (14 April 2003), para. 2; Department for Culture, Media and Sport, *Privacy and Media Intrusion: The Government’s Response to the Fifth Report of the Culture, Media and Sport Select Committee on ‘Privacy and Media Intrusion’ (HC 458-I), Session 2002-03* (Cm 5985) (London: The Stationery Office, October 2003), para. 5.1.

138) Claude-Jean Bertrand, *Media Ethics and Accountability Systems* (New Brunswick, USA and London: Transaction Publishers, 2000), p. 142; Jeremy Clarke-Williams and Lorna Skinner, *A Practical Guide to Libel and Slander* (London: Butterworths, 2003), p. 313; James Curran and Jean Seaton, *Power Without Responsibility: The Press, Broadcasting, and New Media in Britain* (6th ed.) (London and New York: Routledge, 2003), p. 357.

139) Geoffrey Robertson and Andrew Nicol, *Robertson and Nicol on Media Law* (4th ed.) (London: Sweet & Maxwell, 2002), p. 64.

140) Curran and Seaton (2003), op. cit., p. 357.

2003年7月、庶民院の文化・メディア・スポーツ特別委員会は、「プライバシーとメディアによる侵入」に関する報告書¹⁴¹⁾を公表した。同委員会がPCCの改善のために勧告し、PCCがまだ導入していない改革案は、いくつかある。そのなかで特に興味深いと思われるのを紹介すると、次のようになる。

- ① 記者が、担当することになった取材が倫理綱領に違反するという理由でその担当を拒否できるように、良心条項の挿入による倫理綱領の改正が行われるべきである¹⁴²⁾。
- ② 専らメディア代表から構成されている行動綱領委員会は、少数程度の非メディア代表（一般人）をも含むべきである¹⁴³⁾。
- ③ 新聞・定期刊行物に掲載されるPCCの裁定が注目され、それが容易に識別できるようにするために、PCCは、その裁定文が目立つような統一的なデザインを導入すべきである。しかし、そのデザインは、広告のように見えて読者が誤解し読み飛ばすようなものであってはならない¹⁴⁴⁾。
- ④ PCCの裁定を掲載するよう要求されたすべての刊行物は、目立つ形で第1面にその裁定に言及（予告）する記事を掲載すべきである¹⁴⁵⁾。
- ⑤ 苦情申立てを支持した裁定がある場合はもちろん、すべての深刻な事件では、プレス・アーカイブに保管されている切り抜きが、その記事の不正確な箇所や深刻度に関する注釈を付ける作業が自動的に行われるべきである。その上で、当該発行者は、一般市民に公開されているデータベースから当該記事を削除する義務を負うべきである¹⁴⁶⁾。
- ⑥ 業界は、深刻な事件において支払われる補償金額表の導入を検討すべきである。その代わりに、申立人に直接に支払わないで申立人が指名するチャリティーへの寄付を検討してもよからう¹⁴⁷⁾。

141) House of Commons Culture, Media and Sport Committee, *Privacy and Media Intrusion: Fifth Report of Session 2002-03, Volume 1* (2003), op. cit.

142) Id., para. 63.ii.

143) Id., para. 67.vi.

144) Id., para. 79.

145) Id., para. 80.

146) Id., para. 82.

報道被害者の相談に応じているチャリティーであるプレスワイズ・トラスト (PressWise Trust) が文化・メディア・スポーツ特別委員会に対して指摘したとおり、PCCが聴聞会を開くのをためらうために、苦情申立人に対して、複雑な問題について書面で説明する負担をかけている。編集者は、メディアや倫理綱領のことに詳しく、文書を作成するのが得意であるのに対し、一般市民は、その専門知識を持っておらず、さらに必ずしも適切な手紙を作成する能力・自信を持っていないことがしばしばある¹⁴⁸⁾。

プライバシー法・名誉毀損法を専門とする法学者と弁護士の間で、全く聴聞会を開いていないPCCの事実証明に関する問題が指摘されている¹⁴⁹⁾。PCCは、申立人が立証できる不正確な点のみを認める傾向にあり、証拠が衝突する場合、それを解決するための妥当な手続は存在しない。さらに、記事にある、推論可能な意味に関する苦情申立ては、しばしば退けられるとみられている。それが裁判であるならば、陪審が容易にその意味を推論するであろう¹⁵⁰⁾。

この問題について、文化・メディア・スポーツ特別委員会は、事実証明に関す

147) Id., para. 84.11.

その後、同報告書に対する政府やPCCの反応・反論は公表されている (Department for Culture, Media and Sport, *Privacy and Media Intrusion: The Government's Response to the Fifth Report of the Culture, Media and Sport Select Committee on 'Privacy and Media Intrusion' (HC 458-I)* (2003), op. cit., and "PCC Response to the Culture, Media and Sport Select Committee's Recommendations Following its Inquiry into Privacy and Media Intrusion" (12 January 2004), reproduced in House of Commons Culture, Media and Sport Committee, *Privacy and Media Intrusion: Replies to the Committee's Fifth Report, 2002-03 - First Special Report of Session 2003-04 (Report, Together with Appendices)* (HC 213) (London: The Stationery Office, 2004)。

148) House of Commons Culture, Media and Sport Committee, *Privacy and Media Intrusion: Fifth Report of Session 2002-03, Volume 1* (2003), op. cit., para. 58.

149) Michael Tugendhat QC and Iain Christie (eds), *The Law of Privacy and the Media* (Oxford and New York: Oxford University Press, 2002), para. 4.08; "Memorandum Submitted by Professor Eric Barendt, UCL" in House of Commons Culture, Media and Sport Committee, *Privacy and Media Intrusion: Fifth Report of Session 2002-03, Volume 2 (Oral Evidence and Written Evidence)* (HC 458-II) (London: The Stationery Office, 2003); David Price and Korieh Duodu, *Defamation: Law, Procedure and Practice* (3rd ed.) (London: Sweet & Maxwell, 2004), para. 19-04.

150) Price and Duodu (2004), op. cit., para. 19-04.

る衝突などに関連した複雑な苦情申立てについては、聴聞会を開くことによりもっと早く処理され得るかも知れないと述べた¹⁵¹⁾。しかし、これは、同委員会の「勧告」ではなかったので、PCCは、それに対応していないとみられている。

次に、電波メディアに対する苦情申立てを受理しているオフコム (Ofcom) の活動について考察することにする。

(以下次号)

151) House of Commons Culture, Media and Sport Committee, *Privacy and Media Intrusion: Fifth Report of Session 2002-03, Volume 1* (2003), op. cit., para. 58.